郡山市立中学校給食センターにおける 民間事業者の参入意向調査

結果概要

郡山市立中学校給食センターにおける民間事業者の参入意向調査 結果概要を公表します。

なお、意向調査では、参加事業者の皆さまから様々なご意見・ご提案をいただきましたが、 各民間事業者のアイデア・ノウハウなど知的財産保護の観点から、詳細については公表を控 えております。今回公表する内容は、参加事業者からの了承を得たものとなっております。

2024(令和 6)年 3 月 郡山市 教育委員会 学校教育部 学校管理課

目 次

第1	はじめに	1
1	実施の経緯	1
2	実施スケジュール	1
3	調査概要	1
第2	調査結果	2
1	参加事業者数	2
2	主なヒアリングの意見	2
3	その他質問・意見【全企業対象】	7
第3	課題のまとめ	12
別紙	f. 実施要領 訂正事項	14
参考	6資料:意向調査票	15

第1 はじめに

1 実施の経緯

1954(昭和 29)年に学校給食法が制定され、郡山市では、市内の中学校に配送する給食を調理するために、1972(昭和 47)年に「郡山市立中学校給食センター」、1989(平成元)年に「郡山市立中学校第二給食センター」が竣工しました。

開設から「郡山市立中学校給食センター」は 50 年、「郡山市立中学校第二給食センター」は 34年が経過し、老朽化が著しく進んでいます。また、建設後の2009(平成21)年に施行された学校給食衛生管理基準では法律上明確に位置付けられ、衛生管理の徹底が求められています。

施設の再整備等に向けて効率的・効果的な施設整備・運営を図るため、事業内容や事業スキーム等に関して、直接民間事業者のみなさまからご意見等を伺うことで、事業の進展のための情報収集を目的に、「郡山市立中学校給食センターにおける民間事業者の参入意向調査」を実施しました。

2 実施スケジュール

実施要領の公表	2023(令和 5)年 11 月 27 日(月)
参加申込受付及び守秘義務遵守誓約書の提出	2023(令和 5)年 11 月 27 日(月)
意向調査票の提出及び質問・意見の受付	~12月18日(月)15:00
ヒアリングの実施・見積受領	2023(令和 5)年 12 月 11 日(月)
	~12月25日(月)
結果概要の公表	2024(令和 6)年 3 月

3 調査概要

調査概要は、次のとおりです。

調査方法	WEB による対話形式 (参加事業者のリモート環境に応じて、郡山市役所及び日本工営都市 空間(株)の会議室にて対面実施)
調査内容	本事業に対する参画意欲、参画する上での課題や要望、事業範囲外とすべき業務、解体業務や配膳室改修業務について、参画条件としての重要なリスク、維持管理・運営期間別のメリット・デメリット、SPC 設立の有無、想定される手法や規模、提案可能な付加価値等 ※詳細は「参考資料:意向調査票」を参照ください。

※公表しておりました実施要領に誤りがありました。訂正箇所は、「別紙 実施要領 訂正事項」 をご確認ください。

第2 調査結果

1 参加事業者数

参加事業者数は、設計・建設企業 6 社(地元建設企業 3 社含む)、運営企業 3 社、厨房機器メーカー4 社の合計 13 社です。

2 主なヒアリングの意見

ヒアリングで挙がった主な意見は、次のとおりです。

1 本事業に対する貴社の参画意欲について【全企業対象】

設計·建設企業

- ・参画意欲ありと回答した企業は3社、条件次第と回答した企業は3社であった。
- ・特に地元建設企業の参画意欲は強く、郡山市の将来の発展のため、挑戦していきたいとの意見であった。
- ・条件次第と回答した企業は、その多くが参画意欲はあるものの、参加要件の制限や民間側 の過度なリスク負担、競争がはたらきにくい整備手法の採用等を懸念している状況であっ た。

運営企業

- ・参画意欲ありと回答した企業は1社、条件次第と回答した企業は2社であった。
- ・条件次第と回答した企業は、設計・建設企業と同様、参画意欲はあるものの、特定の民間事業者に対して優位で競争がはたらかない条件や過度な違約金の設定、実態とかけ離れた予定価格やリスク分担、契約保証金の設定がなされると参画が難しいとの意見があった。

厨房機器メーカー

- ・参画意欲ありと回答した企業は 3 社、条件次第と回答した企業は 1 社であった。
- ・条件次第と回答した企業は、設計・建設企業や運営企業と同様、参画意欲はあるものの、特定の運営企業が優位な条件となってしまう場合、その企業とチームを組めないと参画機会を失うため、多くの企業が参画しやすい要件としてほしいとの意見があった。

2 参画する上での課題や要望について【全企業対象】

設計·建設企業

- ・地元建設企業が参画しやすい要件の設定が求められることがわかった。
- ・建築資材と人件費が高騰している状況を考慮した予定価格の設定や、働き手不足や働き方改革に伴い、適切な事業計画(スケジュール)の設定が求められていることがわかった。

運営企業

- ・光熱水費は、15 年間の費用予測が困難であり、適切な費用算出が難しいことから、リスクとして捉えられ、事業への参画ができない可能性がある。
- ・昨今の物価変動の状況を踏まえた十分な事業費の確保と、物価スライドの反映が求められている。
- ・過度な契約保証金は、参画の障壁となる。
- ・学校給食の調理という施設使用の本質を外れた付帯事業は、リスクが高い。
- ・チーム組成の時間を考慮し、早期の事業手法の決定が求められている。
- ・地元企業の SPC への参画が必須となると、参加事業者が限定的になってしまうため、配 慮が必要である。

厨房機器メーカー

- ・半導体不足による製品調達の遅延が予測されることから、余裕のある工事期間の設定や機器の納期延長、代替品の活用など、柔軟な対応を求める意見が挙げられた。
- ・提案点と価格点の割合を 7:3 や 6:4 と設定している事例が多いなか、提案点が 1 位でも価格点で逆転され、実質価格勝負になってしまうケースがあったことから 8:2 を希望するなど、優れた提案が採用される審査基準の設定を求める意見が挙げられた。
- ・事業への参加が運営企業の参入意向によって決まるため、運営企業を含めない整備手法を求める意見が挙げられた。

3 業務範囲外とすべき業務について【全企業対象】

設計·建設企業

- ・解体業務…小口の工事は、地元建設企業単独で請け負うことができるため、地元への還元を考えると範囲外とすべきであるとの意見が挙げられた。
- ・配膳室改修業務…解体業務同様、小口の工事は、地元建設企業単独で請け負うことができるため、地元への還元を考えると範囲外とすべきであるとの意見が挙げられた。また、学校数が多いため、職人の確保が課題として挙げられた。

運営企業

- ・光熱水費の負担…市の負担もしくはエネルギーコストの削減につながる提案を募る方法にしてほしいという要望があった。
- ·大規模修繕
- ・付帯事業…本来の目的である安全・安心な学校給食の提供を遵守するため、給食提供と関連性が低い事業の付帯は避けたいとの意見が挙げられた。

厨房機器メーカー

- ・給食提供以外の自主事業
- ・光熱水費の負担
- ・食器や食缶類等の備品類の維持管理業務

4 解体業務や配膳室改修業務を本事業の範囲に含めることについて【設計・建設企業対象】

・解体業務や配膳室改修業務のような小口の工事は、地元建設企業単体でも担えることから本事業に含めると、地元建設企業へ還元されない可能性があるとの意見が挙げられた。

解体業務

- ・本事業の範囲に含めるべきと回答した企業は3社、範囲外とすべきと回答した企業も3社であった。
- ・範囲に含めるべきと回答した主な理由としては、当初から給食センターの新設工事と一体の事業としてスケジュールを組むことができる、業務の効率化等によるコスト削減が期待できる、建設業務の技術者をそのまま解体業務へ配置することができるため、技術者確保が効率的に行えることが挙げられた。
- ・また、提案時において、事業計画の優劣判定の差別化の要素となるとの意見もあった。
- ・業務範囲外とすべきと回答した主な理由としては、地歴調査の資料など、十分に資料が提示されないと想定外の埋設物が出てきた場合など、建設見積金額が高騰するリスクがあることが挙げられた。

配膳室改修業務

- ・本事業の範囲に含めるべきと回答した企業は 1 社、範囲外とすべきと回答した企業は5社であった。
- ・範囲に含めるべきと回答した主な理由としては、解体業務同様、提案書において、事業計画の優劣判定の差別化の要素となるという意見が挙げられた。
- ・業務範囲外とすべきと回答した主な理由としては、新築とは異なり、耐震診断の必要がありチェック項目も多いため、リスクが高くチーム組成が難しくなるとの意見が挙げられた。
- ■参考意見 参考として、運営企業と厨房機器メーカーから下記の要望が挙がった。
- ・解体業務では、アスベストや埋設物など、特殊処理が必要な場合は事前に示してほしい。
- ・配膳室改修業務は、落札後に各校から要望が挙がると、学校側担当者を含めた綿密な調査や打合せが必要となり、工事時期や設計変更等により事業費を見通すことが難しいため、範囲外とするのが望ましい。もしくは、修繕箇所の事前提示や、実施方針公表の段階で視察会を開くなどの対応をしてほしいとの意見が挙がった。

5 参画条件としての重要なリスク【全企業対象】

参画条件としての重要なリスクは、下記のとおりである。(全企業共通)

- ・物価上昇に伴う資材と人件費の高騰
- ・製品の納期
- ·事業手法
- ・事業範囲
- ・公共仕様への準拠
- ・他自治体や周辺の大型公共事業との実施時期の回避
- ・チーム組成
- ・既存施設との併用の場合、修繕履歴の資料提供
- ・災害リスクや想定外の補修、修繕が発生するかの見極め

6 維持管理・運営期間別のメリット・デメリット【全企業対象】

設計·建設企業

・15 年間を希望する意見が最も多かった。理由としては、防水など 10 年でメンテナンスの 区切りとなるものがあり、事業期間 10 年としてしまうと次期民間事業者への引継ぎ対応が 必要となり、市の作業が増えることとなる。また、維持管理を可能な限り地元企業中心で対応できるよう、最初の 10 年間を全国規模の企業と共に対応する期間に当てるべきと考えていることが挙げられた。

運営企業

・15 年間を希望する意見が最も多かった。理由としては、運営期間が長ければ長いほど良いが、20 年間となると、大規模修繕のタイミングと重なり費用予測が難しくなることや、給食施設の場合、他の場合と比較して、年間あたりの稼働日数が少ないことから、大切に使用していけば、厨房機器が耐用年数(10年程度)以上利用することが可能となるなどが挙げられた。

厨房機器メーカー

- ・15 年間を希望する意見が最も多かった。理由としては、設計・建設企業や運営企業で挙げられている意見と同様に、大規模修繕を行わず維持管理が問題なく行える点や、他事例が15 年間で実施している施設が多いため経験が活かせるとの意見が挙げられた。
- ・一方で、次期事業の入札の際に他の民間事業者の参入が難しくなる点や厨房機器の耐用年数が 10 年程度で事業期間が 15 年の場合、施設引渡し前後での厨房機器の入れ替えが生じる可能性があることから、事業期間 10 年を希望する意見もあった。

7 SPC 設立の有無について【全企業対象】

設計·建設企業

- ・SPC 設立有と回答した企業は 1 社、SPC 設立無と回答した企業は、0 社、現時点ではわからないと回答した企業は 5 社であった。
- ・現時点ではわからないと回答した理由としては、発注形態や整備手法が確定していないことが挙げられた。

運営企業

- ・SPC 設立有と回答した企業は 2 社、SPC 設立無と回答した企業は 0 社、現時点ではわからないと回答した企業は 1 社であった。
- ・SPC 設立有の場合、市との連絡窓口が 1 本化され、民間事業者間の統制が取りやすいことや、責任の所在が明確になるという利点が挙げられた。
- ・PFI 方式であれば、SPC 設立の必要があるが、SPC の設立は投資事業となり、労力がかかるため、DBO 方式であれば、設立不要とすべきとの意見もあった。

厨房機器メーカー

- ・SPC 設立有と回答した企業は1社、SPC 設立無と回答した企業は1社、現時点ではわからないと回答した企業は2社であった。
- ・現時点ではわからないと回答した理由としては、整備手法が確定していないことが挙げられた。

8 想定される官民連携手法や規模、その理由【全企業対象】

設計·建設企業

- ・地元建設企業は、設計段階から包括的に対応ができるため、PFI(BTO)方式やDBO方式を想定する意見が挙げられた。PFI 方式は銀行の借り入れが必要であることから、DBO 方式の方がより参画しやすく、DB 方式の場合は、設計・建設と維持管理運営が別企業となるため、災害時対応に支障が出るとの意見もあった。
- ・設備企業が構成企業として参画する場合は、PFI 方式を希望する意見があり、DBO 方式の場合は乙型 JV の建付けがよいとの要望があった。

運営企業

- ・法的根拠に基づいて、責任の所在やリスク管理を進められることや民間事業者側の統制が取りやすいことから、PFI 方式を想定する意見が多く挙げられた。
- ・責任分担の明確が困難な案件があることから、PFI 方式よりは劣るものの、DBO 方式を 想定する意見もあった。

厨房機器メーカー

・自由度が高くスケールメリットやコストメリットがはたらくことから、運営企業もチームに含める PFI 方式や DBO 方式を想定する意見と、運営企業を切り離した DB 方式、DB+O 方式、従来方式や BTM エージェント方式を想定する意見等に分かれた。

9 提案可能な付加価値等【建設企業・運営企業対象】

(1) 付帯事業の実施について

建設企業(地元建設企業は除く)

・運営企業の意向に従い、必要に応じて対応していくとの意見や、夏季・冬季の長期休暇中に使用していない調理機器を活用し、食材の加工や学童への食事提供を行う(市側が費用を負担するサービス購入型での実施)などの意見が挙げられた。

運営企業

- ・不特定多数が来訪するような付帯事業の導入は衛生管理上好ましくないことや、独立採算では成立しない付帯事業を実施することは望ましくないなど、事業参加への障壁となることからあまり積極的な意見は得られなかった。あくまでも、子どもたちへ安全・安心に給食を提供することが大前提であるとの意見が挙げられた。
- ・実施する場合でも、付帯事業用に別途設備投資が必要になることが多いといった意見も挙げられた。
- (2)「郡山市立第二中学校給食センター」を廃止する場合、跡地(建物込み)の利活用可能性について

建設企業(地元建設企業は除く)

・太陽光パネルの設置といった、自然エネルギー活用などへの事業提案が挙げられた。

運営企業

・施設の状態を検証しないとわからないものの、民間の総菜工場や地場産品の促進のため の施設として活用する余地はあるのではないかとの意見が挙げられた。

3 その他質問・意見【全企業対象】

その他質問・意見として、次のようなことが挙げられました。

全体的に多く挙がった質問・意見

番号	質問·意見	郡山市回答
1.	事業スケジュールや今後の工程について教えていただきたい。	令和 6 年度に用地の取得や要求 水準の作成等公募に向けた準備 を進める。令和 7~8 年辺りに公 募、設計、造成作業等に入り、令 和 9~10 年には建築・配膳室改 修工事を行う。5 年後の令和 11 年の稼働を目指していきたい。
2.	再整備の 3 つのパターンについて、検討している部分や優先順位などがあれば教えていただきたい。	パターンについて、決定している ものはない状況で、内部で意見 がわかれている。最終的には、 VFM の検討やサウンディング結 果を踏まえての決定としたい。年 度末に最終報告を貰って確認し た後、翌年度明けてからになる。

設計・建設企業(地元建設企業は除く)から頂いた質問・意見

番号	質問·意見	郡山市回答
1.	学校給食センターでは、設備工事の割合が大き	ご意見として承る。
	くなり、学校給食衛生管理基準を順守するため	
	には重要であると考えています。設備企業も参	
	加要件をその他企業以外で求めてくれないか。	
2.	提案書の配点で、コストに関する配点と省エネ	ご意見として承る。
	などの環境性能に関する配点が共に高い場合	
	があり、行政側の意向が読めないことが多いの	
	で、採点基準において行政側の意向を明確にし	
	た配点としてほしい。※環境性能を重視すると	
	建築コストは高くなる。	
3.	建設費や維持管理費の項目として、常識を逸脱	ご意見として承る。
	した費用(低価格)を採用する案件が見受けら	
	れる。ランニングコストについても同様と考え、	
	市として適切な事業費または光熱水費の基準	
	値を持ったうえで審査を行ってほしい。	
4.	市として ZEB 化を目指した方向性で検討して	内部でも ZEB 化を目指す考え
	いるか。一般エリアの ZEB 認証の形になると	はある。建設費用等が割高になる
	思うが、予算の段階から検討いただきたい。	ため、その辺りも含めて検討して
		いく。
5.	市の他事業等において、電線が不足している状	現状で把握している限り、そうい
	況はあるか。	った情報はない。今後注視してい
		きたい。

番号	質問·意見	郡山市回答
6.	募集要項及び評価においては、地元企業のパー	ご意見として承る。
	トナーシップを構成しやすい方針とされること	
	を望む。	
7.	近年の建設費高騰の影響と、労務者・建設資材	ご意見として承る。
	供給障害による工期の設定には十分に配慮さ	
	れた実施要項、マスタースケジュールの設定を	
	望む。	

地元建設企業から頂いた質問・意見

番号	質問·意見	郡山市回答
1.	建築だと最初に費用がかかり、メンテナンス等もあるため、15 年先の当社の参画の仕方についてわからない部分がある。その中で、他の業者と参画をした場合、人口減少に対応した時にどうしたらいいのか、10 年以降の関わり方も同様にわからない。	人口減少について、その後の展開 の仕方は民間事業者提案になる と思う。一方で、事業をどのよう なスキームとしていくかについ て、市の考えはまだ決まっていな い。今後の関わり方としては、瑕 疵担保や瑕疵期間の対応、維持 管理での施設の外壁等の対応な どが挙げられる。
2.	今後、給食センターが新築となる場合には、県 内の森林業の活性化のため、県産材の CLT 工 法の採用など、地場の建材を使用した構想・設 計・建設を検討してほしい。	ご意見として承る。
3.	意向調査票について、建設部分で地元企業とそれ以外の企業とで区別がされているのは何故か。想定事項等があるのか。	特段大きな意図はない。地元企業と他企業では課題部分等も異なり、整理していく中で混ざる恐れがあるため区別した。事業化した際に、セットにするかどうか等検討する。現段階で方向性は決まっていない。地元の方の意見や課題をしっかり捉えて理解したい。

運営企業から頂いた質問・意見

番号	質問·意見	郡山市回答
1.	PFI方式の場合、給食センターの建設にあたっては、先行事例も多く、施設面積に極端な差がつきづらいと考えている。また、昨今では建設費、人件費ともに大幅に上昇していることもあり、応札価格に大きな差が付くことも考えにくい状況と認識している。そのため差が生じる、施設整備業務及びその後の維持管理運営業務において、サービス品質が確保される民間事業者を選定するためには、応札価格の差が極端に配点へ反映される計算方式は望ましくない。	ご意見として承る。
2.	計算方式について、過去事例で応札額が80%だと満点等、絶対評価だと、価格を抑えるのに精一杯なので、資材高騰も含めて余裕がある上限額は提示されてないケースが多い。提案の評価内容が不明瞭な中で、パーセンテージで金額が決まるとなると、提案点で良い点を取っても価格点で逆転されるケースもある。差に応じて点数が決まる等、評価方式は考慮してほしい。かなり差がつきやすい。	ご意見として承る。
3.	地元企業の参画意欲など調査を行っているのであれば、その情報を教えて欲しい。意欲のある企業名簿があれば公表してほしい。	名簿等、公表の予定はない。
4.	審査員として県外の有識者の選出を要望する。 給食事業に関わる審査について、福島県に限り 極端にマイナスな点数をつけられることがあ り、地域問わず PFI 経験の豊富な学識者等に より公平な審査をしてもらいたいし、参画意欲 も高まる。福島市では 1 者参加であった。	企業の優遇や制限については今 後要求水準の中で検討するが、 今回の意見を参考に門戸を広く、 競争がなるべくはたらくような形 で検討していきたい。
5.	手作り調理についての考えを教えてほしい。	市では学校給食の無償化に取り 組んでおり、次年度以降も継続し ていく方針でいる。経常コストの 削減等も含めて、単価をどれほど 下げられるのかも重要なため、コ スパで決めていく。
6.	アレルギーに関して、除去食中心になるかと思うが、代替食も考えているか。	まだ具体的には決めていないが、除去食・対応食等できる範囲で実施したい。
7.	8,000 食の場合は、2 献立運用が多い。炊飯 もそれに合わせて 2 献立に応じる形となるか。	現在は 2 献立方式を実施しており、継続する考えである。炊き込

番号	質問·意見	郡山市回答
	炊飯は白米のみか、献立自体を 1 献立にするか等その辺りの考えを教えてほしい。 2 献立にして白米と炊き込みご飯等にすると、最低でも 2 ラインは必要となる。効率面を重視するなら 1 ラインで 8,000 食の稼働が良い。	み等は委託炊飯なので後で混ぜ 込む形にしている。最初からにす るかは決まっていない。
8.	環境負荷の低減について、給食センターで ZEB を達成するのが中々難しい。それに向け ての環境配慮は提案できるが、達成となると、 かなりハードルが高くなる、厳しい。要求水準の 中で記載する際は、緩やかなものにしてほし い。	市でも環境負荷の低減が重要な テーマになっており、ZEB に関し ても、新しい施設で導入するのが 良いという考えである。その部分 が参入意向に関わる場合、検討 の必要がある。
9.	建て替えや改修時の給食提供はどうなるか。	給食提供は止めることがないようにしたい。具体策は検討中である。
10.	参加要件についてチーム組成をする際、地元の ゼネコン等、地域貢献の意味で要件に盛り込ま れることが多いが、条件が多いと組成できる企 業が限られてしまい、その企業と組めないと勝 てない等、大きく左右されてしまう。近くの自治 体において、一社入札となり参画できなかった 事例もある。限定しすぎないよう検討してほし い。	ご意見として承る。

厨房機器メーカーから頂いた質問・意見

番号	質問·意見	郡山市回答
1.	市内の小学校と一緒に給食室を建設する部分 もあるが、センターから小学校に配送する案の 場合、学校の敷地内をトラックが移動できる面 積があり、事故にならないよう通路を確保でき るなら小学校への配送も良いのではないか。ま た、今回の事業において 2 時間喫食か、地産地 消か、アレルギー食に特化するのか等、市の意 図を明確に示してほしい。	ある程度の余剰分が出れば、自 校給食の小学校に配送できるよ うな検討になると思うが、2 時間 喫食が大前提となるため、今後の 児童生徒数の減少を踏まえて検 討していきたい。
2.	別紙の意向調査票の企業一覧で、建設企業だけ 二つに分かれているが、地元か大手の企業の組 成を見据えて分けているのか。	現時点では、地元を優先するかどうかは決まっていない。地元の建設企業と、慣れている企業では回答が異なると予想し、区別をしている。昨今の状況では、地域経済のこともあるため、組んでいくかどうか、考えられる要因ではある。

番号	質問·意見	郡山市回答
3.	中学校の配送校の荷受け状態はどうなっているか。	床が上下する設備が入っており、 高さ合わせてコンテナを下ろす 形。老朽化等で壊れていなけれ ば、現状のまま使用していけると 思う。
4.	中学校第二給食センターにおいて、大規模改修となった場合、厨房設備の流用はあるか。	設備の耐用年数の状況は分からない。機器として流用できるものがあれば使うことも想定している。
5.	付帯事業の実施見込みはあるか。	市の一部の意見として、給食センターの夜間や長期休業(夏休み等)の稼働していない期間を活用して、付帯事業(食品の一次加工・民間の食品製造等)ができないか模索している。具体的な案は決まっていない。
6.	PFI 方式や DBO 方式となった場合に、参加意 欲がある運営企業や維持管理企業を見つける 可能性が難しくなることや、自社の判断ではな く他社の動向で参加できなくなる可能性があ る。	ご意見として承る。
7.	自社で積極的に参画できる厨房企業のみのプロポーザルや従来方式での発注はどうか。	ご意見として承る。
8.	長期にわたり給食センターの調理委託を受けている運営企業があるため、他の運営企業の参加が見込めなく、競争原理がはたらかないのではないか。	ご意見として承る。
9.	PFI 以外での手法の検討はしているか。	検証している段階で、決定はして いない。トレンドとして、包括的な 委託に進んでいるため、その方式 になる可能性が高い。
10.	地域の特性上、競争がはたらかない事態も有り得るが、どのように考えているか。	1 者しか出てこないのは、最低基準をクリアしていればよいとなるため、市としてはリスクだと考えている。可能な限り、多くの企業が参画できるようにしたい。

第3 課題のまとめ

ヒアリングの実施により、事業を進めるにあたり課題となる事項がわかりました。

民間事業者が参加しやすい事業スキームの設定

参加資格要件が厳しいものである場合やリスク分担、違約金が過度な設定となっている場合、参加者がなく、事業の選定・落札が不調となり、事業スケジュール全体の遅れが生じる可能性があるため、適切な要件の設定が求められている。

特に地元建設企業の参画は、地域に即したきめ細かな対応や有事の際に迅速に対応してもらえること、地域の新たな担い手の育成が図れるなど、住民・自治体にとってメリットが大きいため、地元建設企業を巻き込んだ参加資格要件の設定が求められている。

具体方策:公募前の対話会の設定や、実施方針公表段階で民間事業者の意見を確認する。 特に、地元建設企業に対しては、

- ・給食センターの実績は、地元建設企業は有していないため、公共施設の延床面積を基準とするなど、給食センターの整備実績を要件としない。
- ・経営事項審査の建築工事一式の総合評価値(P点)を地元建設企業が参入できる基準点に設定する。

光熱水費、資材や人件費高騰に配慮した予定価格の設定

新型コロナウイルスやウクライナ情勢による影響や人手不足から、光熱水費、資材や人件費が高騰しており、将来予測がつかない状況となっている。しかし、PPP事業の場合、個別の発注方式と異なり、事業の予算が確定してから、工事着手までに少なくとも1年半以上時間を要することとなる。そのため、民間事業者の価格提案時から実際に民間事業者へ支払いが発生する頃には、人件費や資材等の価格が提案当時を大きく上回ってしまうリスクがある。そのため、費用高騰分に対する対策が求められている。

具体方策:

- ・価格上昇分を見込んだ予定価格を設定する。
- ・物価スライドを基にした、価格改定の余地を残す。
- ・価格と物価スライドとのタイムラグを少なくするため、基準日を事業契約締結日ではな く、公募時点とするなど、可能な限り、工事着手との期間を短くする。

競争がはたらきやすい整備手法の採用

地域の特性柄、特定の企業が優位となりやすい状況にあり、その企業とチーム組成ができないと参画機会を失う可能性があることが民間事業者から示された。1 社参加となる場合、競争原理がはたらかず、質の高い提案や価格の削減効果が行われないリスクが想定されるため、競争がはたらきやすい整備手法を採用する必要がある。

具体方策:DB+O方式のように、運営企業を切り離した整備手法の検討を行う。

適切な設計・建設期間の設定と周辺の大型公共事業との重複回避

昨今の建設業界の課題として、少子高齢化に伴う働き手不足や、時間外労働の上限規制の適用による働き方改革(建設業の 2024 年問題)などが挙げられている。先進事例を参考とした設計・建設期間では、民間事業者の参加回避が想定されるため、民間事業者が対応可能な期間の設定が求められる。

具体方策:公募前の対話会設定や、実施方針公表段階で民間事業者の意見を確認する。

民間事業者の意見が分かれている範囲外とすべき業務の検討

「解体業務」、「配膳室改修業務」、「付帯事業」については、各民間事業者間で事業範囲と すべきかに対して意見が分かれた。事業を募集する際には、これらについても明確にして おく必要がある。特に、全国的にも課題となっている付帯事業については、学校給食の安 定した提供、衛生管理面、提供サービスに対する市側の負担等に多面的な視点から調整し ておく必要がある。

具体方策:今回の調査結果を踏まえ、庁内関係者において調整を図る。

別紙 実施要領 訂正事項

郡山市立中学校給食センターにおける民間事業者の参入意向調査 実施要領について、下記のとおり訂正箇所がありますのでお知らせします。

該当箇所	訂正前	訂正後
実施要領 P3	中学校給食センター1 台、	中学校給食センター35台、
2 郡山市における学校給食	中学校第二給食センター6 台	中学校第二給食センター38台
センターの現状/2.2 運営状	(どれも 6 学級用)	(どれも 6 学級用)
況/2.2.4 コンテナの仕様		
実施要領 P8	※記載なし	非汚染区域 炊飯室を追加
3 再整備の方針について/		※炊飯調理を実施する方向で
3.2 共通条件/諸室構成		検討しています。

参考資料:意向調査票

意向調査票

はじめに

対象企業に応じて、ご回答頂く設問が異なります。対象項目の設問に対してご回答ください。

【凡例】〇…調査対象項目

設問]	設計	建設	運営	厨房 機器	維持管理	金融	地元 建設
1.	本事業に対する貴社の参画意欲	0	0	0	0	0	0	0
2.	参画する上での課題や要望	0	0	0	0	0	0	0
3.	範囲外とすべき業務	0	0	0	0	0	0	0
4.	解体業務や配膳室改修業務について	0	0					0
5.	参画条件としての重要なリスク	0	0	0	0	0	0	0
6.	維持管理・運営期間別の メリット・デメリット	0	0	0	0	0	0	0
7.	SPC 設立の有無	0	0	0	0	0	0	0
8.	想定される手法や規模、その理由	0	0	0	0	0	0	0
9.	提案可能な付加価値等		0	0				
10.	その他質問・意見	0	0	0	0	0	0	0

0. 貴社について

貴社について、以下の情報をご記入ください。

法人名称				
部署名	ご担当者様 氏名			
ご担当者様連絡先	電話: メールアドレス:			
該当する区分に丸〇をつけてください。				
設計企業 / 建設企業 / 運営企業 /厨房機器メーカー				
維持管理企業 / 金融機関 / 地元建設企業				

1

1. 本事来に対する貴社の 木車業に対する貴社の		する選択時	を丸○で囲んでください。「条件
次第」を選択した場合は、			CENTO CELLOC VICE VIS. JAH
選択肢	あり	IJ	条件次第
「条件次第」を選択した 場合、その条件			
2. 参画する上での課 本事業に参画する上での	題や要望 D課題や要望を教えてく <i>1</i>	どさい。	
3. 範囲外とすべき業 民間事業者のみなさまださい。		がよいと思	引われる業務についてお聞かせく
4. 解体業務や配膳室	改修業務について		
		室の改修業	務を本事業の範囲に含めること
について、貴社のお考えを	₽教えてください。 ─────		
	2		
	2		

本事業におい	!・運営期間別のメリット・デメリ て、以下の維持管理・運営期間(5.でください。また、貴社として希望す	10.15.20年)で想定した場合	
維持管理· 運営期間	メリット	デメリット	貴社
5年			
10年			
15年			
20年			

選択肢		あり	なし	現時点ではわからない
上記を選択した理由				
8. 想定される手法や 貴社が本事業への取り 教えてください。			ている官民連	携手法とその手法を選定した理由を
想定している官民連携手法	ŧ.			
その手法を選定した理由 ※なぜ他の手法ではない 教えてください。	いのか			
(1)付帯事業の実施につい 付帯事業実施の是非	ハて、貴			かような事業が想定されるか)
(2)「郡山市立第二中学校 ついて、貴社の考えを教 利活用の是非		ください。		、跡地(建物込み)の利活用可能性に

			27				
1	^	7	A /1	ᅪᇆ	- HH	意:	
	()	-	/ 1/11	11	127	• 🖂	
	v.	()	ノノロ	', 💬	1111	775.	711

上記以外でご質問やご意見等があれば、ご記入ください。

番号	ご質問・ご意見
1.	
2.	
3.	

※ご質問やご意見の数で、今後の事業における公募等の評価対象とはなりません。

意向調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

- ※企業名が明らかになる形での公表や目的外の使用は一切行いませんので、自由に率直なご 意見をお聞かせください。
- ※本調査に関するご不明点やご意見、添付資料の不備等がございましたら、下記の意向調査 実施機関担当者までお問い合わせください。